

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY



特集

～ STOP! コロナ差別～

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が
行われない社会の実現を目指して!

インタビュー

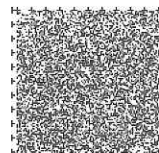


和歌山労働局

雇用環境・均等室

労働紛争調整官

山田悦史さん



特集

～STOP! コロナ差別～

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指して!

和歌山県企画部人権局人権政策課

誹謗中傷等の現状

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、本県では、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指して、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を令和2年12月24日から施行しています。



誹謗中傷等の禁止

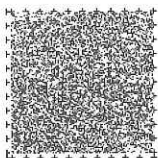
この条例では、インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、

- 新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそのおそれがあること、
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、

その内容が事実が否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、本人の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表したりする行為を禁止しています。

和歌山県の取組

県では、「実態把握」「教育・啓発」「相談」「誹謗中傷等を行った人への対応」の4つの柱により、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指して取り組んで



います。

実態把握

インターネット上の誹謗中傷等に関する書き込みの調査（モニタリング）をしています。調査により把握した誹謗中傷等の書き込みについては、プロバイダ等に対し削除依頼を行うとともに、書き込まれた方が訴訟を起こす際の資料として活用できるよう、書き込まれた文章や画像の保存も行っています。

また、条例でプロバイダの責務を規定し、プロバイダに対して、県等からの削除依頼やプロバイダ自身の自主的な確認により、プロバイダ自身が誹謗中傷等の書き込みを確認した場合には当該情報を削除いただくことなどを求めています。

教育・啓発

仁坂知事自らがメディアを通じて、県民等に対して、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮を行っていただくよう訴えかけています。

また、新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくための研修会を実施するとともに、ポスターなどの啓発資料を作成し、誹謗中傷等が行われないよう、啓発を実施しています。



「STOP! コロナ差別」知事動画メッセージ



※ 「STOP! コロナ差別」知事動画メッセージは、以下のURLからご覧いただけます。



URL

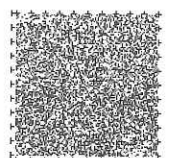
<https://www.youtube.com/watch?v=CBLjk6LAp-U&feature=youtu.be>

↑ QRコードはこちら

相談窓口
新型コロナウイルス感染症専用相談窓口
(昼夜連係) ☎ 073-441-2170

人権相談センター (人権啓発センター) ☎ 073-421-7830

和歌山県・和歌山県立和歌山県人権啓発センター





←↑^{じんけん}人権ゼミナール「STOP! ^{さべつ}コロナ差別
『世間』を知らずして日本を語るな! ①

—^かコロナ禍をめぐって—

講師：佐藤直樹さん（九州工業大学名誉教授）

相 談

^{しんがた}新型コロナウイルス感染症に係る^{かか}誹謗中傷等に関する^{かん}相談に対応するため、和歌山県人権政策課に^{きべつ}コロナ差別相談ダイヤルを設置しています。また、^{こうざい}（公財）和歌山県人権啓発センターや各^{しんこうきょく}振興局総務県民課に設置している^{じんけん}人権相談窓口においても、^{しんがた}新型コロナウイルス感染症に係る^{かか}誹謗中傷等に関する^{かん}相談に応じています。

さらに、^ひ誹謗中傷等にあわれた人からの^{ひと}相談があった場合、^ば相談担当者が^{そうだんたんとうしや}相談者の^{そうだんしや}気持ちに寄り添った^{きも}対応ができるよう、^よ相談担当者の^そスキルアップを図るための^{おこな}研修を行っています。

^{さべつ}コロナ差別相談ダイヤル
(^わ和歌山県人権政策課)

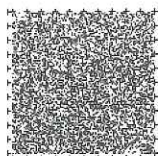
TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540

・^{うけつけ}受付時間 ^{げつ}月～^{きん}金 9:00～17:45（^{しゆくじつ}祝日・^{ねんまつねん}年末年始除く）

※ ^{こうざい}（公財）和歌山県人権啓発センター（^{しやうさい}詳細は8ページ参照）や、^{かくしんこうきょく}各振興局総務県民課においても^{そうだん}相談できます。

^ひ誹謗中傷等を行った人への^{たいおう}対応

^ひ誹謗中傷等が発生した場合には、^{はっせい}県では、^ば市町村と^{けん}連携を図りながら、^{しちやうそん}誹謗中傷



等にあわれた人と誹謗中傷等を行った人の双方から話を聞くなど、誹謗中傷等の内容などの把握を行い、誹謗中傷等を行った人に対して、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、誹謗中傷等を行った人が、和歌山県の指導に従わない場合には、誹謗中傷等を行わないことや当該情報を削除することを勧告します。

県民及び事業者の皆さんへのお願い

新型コロナウイルスに対する不安やおそれから感染者やその家族、医療従事者等を遠ざけたいという心理による行動とは思われますが、いかなる場合でも、誹謗中傷等は人権侵害であり行ってはいけません。

不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。

また、事業者の皆さんには、自社の従業員に対して、従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などの実施をお願いします。研修などの実施に際し、講師や啓発資料が必要な場合には、県にご相談ください。

誹謗中傷等が行われない社会の実現に、ご協力よろしくをお願いします。

【問い合わせ先】

和歌山県人権政策課

TEL 073-441-2561

FAX 073-433-4540



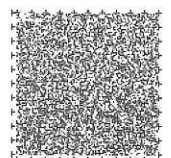
※条例の全文については、和歌山県人権局ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



和歌山県人権局ホームページのURL

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00206062.html>

↑ QRコードはこちら





和歌山労働局雇用環境・均等室
労働紛争調整官
山田悦史さん



今回は、「職場のハラスメントについて」をテーマに、和歌山労働局雇用環境・均等室の労働紛争調整官、山田悦史さんにお話を伺いました。

Q1. 「労働局」の役割について教えてください。

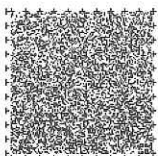
労働局は厚生労働省が管轄する地方組織の1つで、私が勤務しているのは「和歌山労働局」です。労働局では、労働法令についての事務、それらに係る指導のほか、求職者に対するサポートなど、労働に関係する様々な業務を行っています。みなさんが聞いたことのある「労働基準監督署」や「ハローワーク（公共職業安定所）」なども、労働局の組織の1つです。

「雇用環境・均等室」は、「総合労働相談コーナー」での相談のほか、女性活躍推進、働き方改革など、雇用環境の改善に関する業務を担当しています。

Q2. 職場のハラスメントについて、法整備や相談窓口の設置などが進められていますが、和歌山労働局にも多くの相談がありますか？

総合労働相談コーナーには、ハラスメントに関する内容が含まれる「個別労働紛争」、法令や制度の問合せなど、実に様々な相談が寄せられます。令和元年度の相談件数は、9,257件で、その中で個別労働紛争が2,226件ありました。そして個別労働紛争の中で「いじめ・嫌がらせ」が、21%を占める697件でした。これだけを見ても、職場でのハラスメントに悩んでいる人が数多くいることがわかります。また、令和2年6月から、労働施策総合推進法※により、大企業を対象にパワーハラスメントの防止措置が義務化されました。これに係る制度について、相談者に説明する機会が増えたと思います。

もし被害に遭ったと思ったら、まずは労働契約の当事者である会社の相談窓口



相談することを勧めますが、会社の規模によっては、窓口が設置されていないこともあるかと思えます。そのようなときは、労働局に相談していただけたらと思えます。もちろん、会社に窓口がある場合も、先に労働局に相談していただいても結構です。

Q3. ハラスメントは重大な人権侵害です。職場でハラスメントの被害者や加害者を発生させない、つまりはハラスメントの防止のために必要なこととは何でしょうか？

ハラスメント防止の一番のポイントは、「お互いが相手の気持ちを大切にすること」だと思えます。

相手の気持ちを大切にするためには、お互いが相手の意見や考えを知り、理解することが必要です。そうすることで、相手の気持ちを傷つけない接し方ができるようになるのではないのでしょうか。また、相手だけではなく、自分の気持ちを尊重することも重要だと思えます。

お互いの意見や考えを知り、理解するためには、双方が相手の話をしっかり聴くことが大切です。お互いが適切なコミュニケーションをとることによって相互理解が深まり、やがて信頼関係へとつながっていきます。そしてそれは、ハラスメントのない働きやすい職場をつくる土台となるのではないのでしょうか。

労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止指針においても、個人のコミュニケーション能力の向上を図ることは、職場におけるパワーハラスメントを防止するうえで重要なことが示されています。

もちろんコミュニケーションは相手があることですから、うまくいかないこともあると思いま



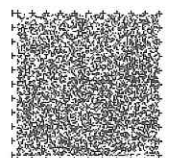
(公財)和歌山県人権啓発センター



近畿大学生物理工学部

近畿大学では、「近畿大学ハラスメント防止指針」に基づき、厳しい態度でハラスメントにのぞみ、本学部に学び、勤める全ての人々が平等で安全な環境の保持に努めています。また、最低年1回、教職員を対象に生物理工学部人権講演会を開催しています。

(令和元年度、教職員の各種研修等への参加実績：9回)





す。しかし、相手の話をよく聴き、自分の言いたいことをしっかり伝えるという基本を地道に積み重ね、実践していただけたらと思います。

Q4. 山田さんご自身が仕事をするうえで、大切にしていることは何ですか？

私のモットーは、「明るく、楽しく、みんな仲良く」です。もちろん仕事ですから、それだけではいけないこともたくさんありますが、対人関係がうまくいかなければ、仕事も円滑に進まないと思っています。

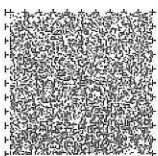
余談ですが、人が他者のために行動するときの理由は、「愛」「恐怖」「利益」の3つが関係していると思います。具体的には、愛は信頼関係、恐怖は脅し、利益は損得勘定の事です。例えば、「この人に怒られると怖いから、言われたとおりにしよう」と考えて行動するのであれば、それは恐怖から起こる行動です。反対に、「この人のために力になりたい」と思うなら、愛が原動力といえるでしょう。やはり私は愛、つまり信頼関係を一番に考えて仕事をしていきたいと思っています。

私が務める労働局は、いわゆる「役所」です。個人的に、役所は人や社会の「役に立つ所」であるべきだと考えています。先程お話しした対人関係は、決して職場内のことだけではありません。相談者の方との関係も同じです。社会に貢献する仕事であるという自覚と誠意を持って対応し、周囲の人と信頼関係を結んで仕事をしたいと常々思っています。

Q5. 読者のみなさんにメッセージをお願いします。

ハラスメントが職場に良い影響を与えることは何一つありません。ハラスメントを受けた人は、仕事の能率が低下したり、体調が悪化したり、場合によっては休職や退職に至ることもあります。会社にとっても、生産性の低下や人材の損失、職場の秩序の乱れや人間関係の悪化につながる恐れがあります。また、ハラスメントの行為者や会社は、訴訟を起こされる可能性もあります。

一人一人がハラスメントを発生させないという意識を持つことも大切ですが、事業主の方々には、労働契約の関係の中で、労働者の安全や健康に配慮する義務、職場環境に配慮する義務、職場環境を快適に保持する義務などがあります。



事業主が主体となり、労働者が一丸となって、誰もが気持ちよく働ける環境を整えるということ意識し、取り組む必要があります。可能な限り、職場全体でできる努力を皆さんにお願いしたいです。

※労働施策総合推進法の詳細については、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。
 (「職場におけるハラスメント防止のために」で検索)

●総合労働相談コーナー

(最寄りの相談コーナーにご相談ください。)

名称	電話番号	開設時間
和歌山労働局総合労働相談コーナー	073-488-1020	月～金 9:15～12:00 13:00～17:15
和歌山総合労働相談コーナー	073-407-2203	
御坊総合労働相談コーナー	0738-22-3571	
橋本総合労働相談コーナー	0736-32-1190	
田辺総合労働相談コーナー	0739-22-4694	
新宮総合労働相談コーナー	0735-22-5295	



じんけん 人権ホットライン

人権でんわ相談
じんけん そうだん

さまざまな問題や悩みを抱える相談者に助言を行い、自身が主体的に問題を解決するための支援を行います。

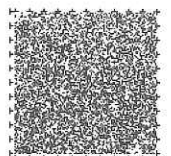
●一般相談

- ①開設日時/毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後4時(祝日・12/29～1/3は休み)
- ②相談方法/電話相談
TEL 073-421-7830

●弁護士による無料法律相談

- ①開設日時/毎月第2・第4木曜日
午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)
- ②相談方法/面接相談(お電話でご予約ください)
TEL 073-435-5420

日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、お気軽にご相談ください。



啓発資料の作成

- 「みんなが気持ちよく働くために—ハラスメントと人権—」を作りました。

「働く人の人権」をテーマとした冊子です。

ハラスメントは重大な人権侵害です。職場におけるハラスメント防止対策が強化され、令和2年6月1日からパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。(中小企業においては、令和4年4月1日から義務化されます。)

誰もが人権を尊重され、生き生きと働ける職場づくりとは何かを考えてみませんか？



作品集の作成

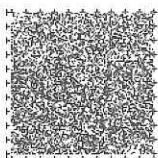
- 「人権の詩2020 2020 (令和2)年度和歌山県人権啓発ポスター入賞作品集」を作りました。

2020年度の人権の詩(こころのうた)及び和歌山県人権啓発ポスターの入賞作品を一冊にまとめています。



※研修会等での資料として、また普段の生活の中で気づきを得ていただくための読み物としてご活用いただければ嬉しく思います。お問い合わせは人権啓発センターまで。

(冊子は無料ですが、郵送の際は送料をご負担いただく場合がございます。)



人権の詩(こころのうた)知事賞作品

普段の何気ない生活の中で、ともすれば見過ごしがちな出来事を「人権」という視点から「詩」につづってもらい、身近な人権について見つめ直す機会にしてほしいと作品の募集を行いました。

2020年度知事賞

一般(高校生)の部「ほんとうは」

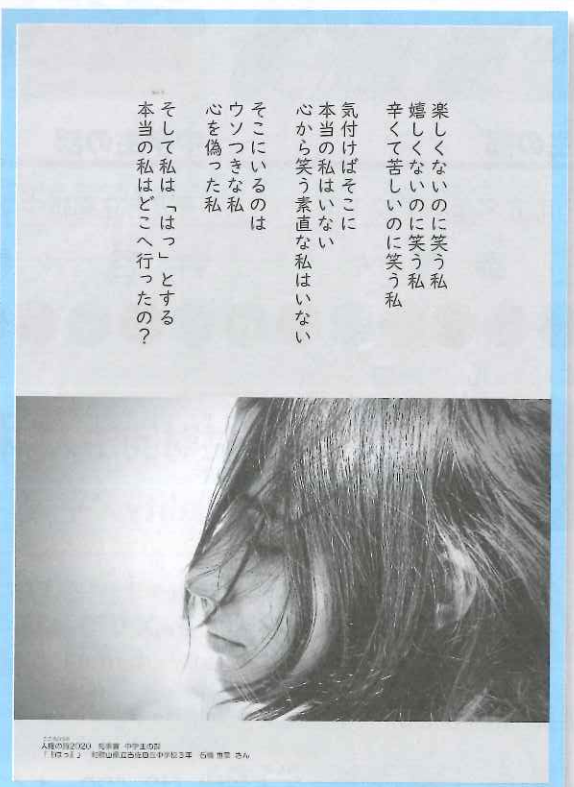
和歌山市

成戸 紗也佳さん



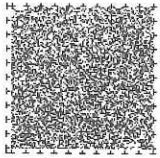
小学生の部「『えーとねー』の言葉」

ありだしりつやすだしょうがっこう ねん
有田市立保田小学校3年
ほり え も か
堀 江 萌 朱さん



中学生の部「『はっ』」

わかやまけんりつこさだがおちやうがっこう ねん
和歌山県立古佐田丘中学校3年
いし ばし せ な
石 橋 世 菜さん



2020 [令和2]年度

和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

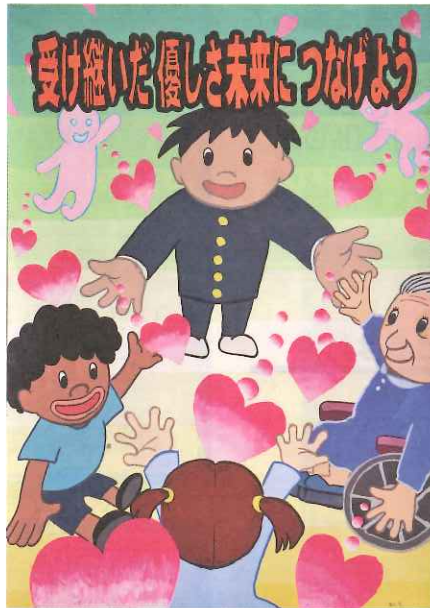
最優秀作品



しょうがくせい ぶ
小学生の部

わかやましりつなぐさしょうがっこう ねん
和歌山市立名草小学校 1年

しま たい げん
嶋 泰 源 さん



ちゅうがくせい ぶ
中学生の部

たなべしりつたかおちゅうがっこう ねん
田辺市立高雄中学校 2年

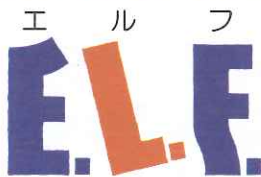
しまたに げん
井 谷 隼 さん



こうこうせい ぶ
高校生の部

わかやましりつわかやまこうとうがっこう ねん
和歌山市立和歌山高等学校 1年

たのおか り
田野岡 里 樹 さん



こうえきざいだんほうじん わ か や ま け ん じ ん け ん け い は つ
公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

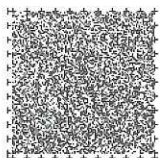
Equality / 平等 Liberty / 自由 Fraternity / 友愛

お問い合わせ 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL <http://w-jinken.jp/> E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間 9:00 ~ 17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:30 ~ 17:00

休館日 日曜・祝日、年末年始(12/29~1/3)

交通案内 JR和歌山駅から徒歩:約20分、バス:約5分「手平出島」下車
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス:約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円/50分(30分以内無料)



協賛企業(敬称略): 株式会社 井内屋種苗園